

条例議案の概要

—令和7年3月定例会—
(追加議案)

目 次

議案第 56 号 盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

議案第 56 号

盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）の改正に伴い乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるとともに、市が独自に定める家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を改めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）に基づき、「盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例」において、社会福祉施設等に乳児等通園支援事業を追加し、設備及び運営に関する基準を定める。

(2) 家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

家庭的保育事業者等は、国の基準において、連携協力を行う保育所等を確保する必要があるが、著しく困難であると認める場合には、確保が不要になるなどの緩和措置が規定されており、今回の国基準の改正（令和7年1月31日公布、令和7年4月1日施行）により、新たな緩和措置が追加された。新たな緩和措置は次のとおり。

ア 認可保育所、認定こども園等だけでなく、小規模保育事業A型、B型または事業所内保育事業を保育内容支援元として設定することができる。

イ 代替保育に係る施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるときは、代替保育に係る連携施設を確保しないこととすることができる。

ウ 連携施設の確保が著しく困難であって、適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、令和12年度までの間、連携施設の確保をしないことができる。

これまで、平成30年度と令和元年度に国基準において緩和措置の追加があったが、本市においては、保育の質の維持及び向上を理由に、緩和をしないこととしてきた経緯があるほか、今回の緩和措置に関する市内事業者への意見照会の結果を踏まえ、現行基準の維持のため、条例を改正するもの。

3 施行期日

令和7年4月1日

改正後	改正前																																	
<p>○盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例</p> <p style="text-align: right;">令和6年3月27日条例第15号</p> <p style="text-align: center;">改正 令和7年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例</p> <p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において「社会福祉施設等」とは、別表第1の左欄に掲げる施設又は事業及び医療保護施設をいう。</p> <p>第3条及び第4条 略 (基準の原則)</p> <p>第5条 社会福祉施設等(医療保護施設を除く。以下同じ。)についてそれぞれ別表第1の中欄に掲げる法律の規定により条例で定めることとされている当該社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準は、この条例(この条例の改正の際の経過措置を含む。)に別段の定めがあるものを除き、それぞれ同表の右欄に掲げる省令等(当該省令等の改正の際の経過措置を含む。)に定める基準の例によるものとする。この場合において、別表第2の第1欄に掲げる省令等の規定の適用については、同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。</p> <p>第6条から第9条まで 略 附 則 略 附 則 (令和7年条例第 号) この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p>別表第1(第2条、第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">社会福祉施設等</th> <th style="width: 20%;">法律の規定</th> <th style="width: 60%;">省令等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1及び2 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等</td> <td>児童福祉法第34条の16第1項</td> <td>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)(第6条第2項から第7項まで、第16条第2項第4号及び第45条第2項並びに附則第2条第2項、第3条及び第6条から第9条までの規定を除く。)</td> </tr> <tr> <td>3の2 児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業</td> <td>児童福祉法第34条の16第1項</td> <td>乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号)</td> </tr> <tr> <td>4から27まで 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>28 子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び同法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業</td> <td>子ども・子育て支援法第34条第2項及び同法第46条第2項</td> <td>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)(第42条第2項から第7項まで及び第10項並びに附則第5条の規定を除く。)</td> </tr> </tbody> </table>	社会福祉施設等	法律の規定	省令等	1及び2 略			3 児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等	児童福祉法第34条の16第1項	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)(第6条第2項から 第7項 まで、第16条第2項第4号及び第45条第2項並びに附則第2条第2項、第3条及び第6条から第9条までの規定を除く。)	3の2 児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業	児童福祉法第34条の16第1項	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号)	4から27まで 略			28 子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び同法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業	子ども・子育て支援法第34条第2項及び同法第46条第2項	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)(第42条第2項から 第7項 まで及び 第10項 並びに附則第5条の規定を除く。)	<p>○盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例</p> <p style="text-align: right;">令和6年3月27日条例第15号</p> <p>盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例</p> <p>第1条 略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において「社会福祉施設等」とは、別表第1の左欄に掲げる施設又は事業及び医療保護施設をいう。</p> <p>第3条及び第4条 略 (基準の原則)</p> <p>第5条 社会福祉施設等(医療保護施設を除く。以下同じ。)についてそれぞれ別表第1の中欄に掲げる法律の規定により条例で定めることとされている当該社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準は、この条例(この条例の改正の際の経過措置を含む。)に別段の定めがあるものを除き、それぞれ同表の右欄に掲げる省令等(当該省令等の改正の際の経過措置を含む。)に定める基準の例によるものとする。この場合において、別表第2の第1欄に掲げる省令等の規定の適用については、同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。</p> <p>第6条から第9条まで 略 附 則 略</p> <p>別表第1(第2条、第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">社会福祉施設等</th> <th style="width: 20%;">法律の規定</th> <th style="width: 60%;">省令等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1及び2 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等</td> <td>児童福祉法第34条の16第1項</td> <td>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)(第6条第2項から第5項まで、第16条第2項第4号及び第45条第2項並びに附則第2条第2項、第3条及び第6条から第9条までの規定を除く。)</td> </tr> <tr> <td>4から27まで 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>28 子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び同法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業</td> <td>子ども・子育て支援法第34条第2項及び同法第46条第2項</td> <td>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)(第42条第2項から第5項まで及び第8項並びに附則第5条の規定を除く。)</td> </tr> </tbody> </table>	社会福祉施設等	法律の規定	省令等	1及び2 略			3 児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等	児童福祉法第34条の16第1項	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)(第6条第2項から 第5項 まで、第16条第2項第4号及び第45条第2項並びに附則第2条第2項、第3条及び第6条から第9条までの規定を除く。)	4から27まで 略			28 子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び同法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業	子ども・子育て支援法第34条第2項及び同法第46条第2項	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)(第42条第2項から 第5項 まで及び 第8項 並びに附則第5条の規定を除く。)
社会福祉施設等	法律の規定	省令等																																
1及び2 略																																		
3 児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等	児童福祉法第34条の16第1項	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)(第6条第2項から 第7項 まで、第16条第2項第4号及び第45条第2項並びに附則第2条第2項、第3条及び第6条から第9条までの規定を除く。)																																
3の2 児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業	児童福祉法第34条の16第1項	乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号)																																
4から27まで 略																																		
28 子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び同法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業	子ども・子育て支援法第34条第2項及び同法第46条第2項	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)(第42条第2項から 第7項 まで及び 第10項 並びに附則第5条の規定を除く。)																																
社会福祉施設等	法律の規定	省令等																																
1及び2 略																																		
3 児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等	児童福祉法第34条の16第1項	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)(第6条第2項から 第5項 まで、第16条第2項第4号及び第45条第2項並びに附則第2条第2項、第3条及び第6条から第9条までの規定を除く。)																																
4から27まで 略																																		
28 子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び同法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業	子ども・子育て支援法第34条第2項及び同法第46条第2項	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)(第42条第2項から 第5項 まで及び 第8項 並びに附則第5条の規定を除く。)																																
<p>別表第2(第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 12.5%;">第1欄</th> <th style="width: 12.5%;">第2欄</th> <th style="width: 25%;">第3欄</th> <th style="width: 50%;">第4欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準</td> <td>第22条第5号</td> <td>庭(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。)</td> <td>庭</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第23条第2項</td> <td>又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であって</td> <td>であって</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第23条第3項</td> <td>3人以下</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table>	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	第22条第5号	庭(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。)	庭		第23条第2項	又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であって	であって		第23条第3項	3人以下	1人	<p>別表第2(第5条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 12.5%;">第1欄</th> <th style="width: 12.5%;">第2欄</th> <th style="width: 25%;">第3欄</th> <th style="width: 50%;">第4欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準</td> <td>第22条第5号</td> <td>庭(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。)</td> <td>庭</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第23条第2項</td> <td>又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であって</td> <td>であって</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第23条第3項</td> <td>3人以下</td> <td>1人</td> </tr> </tbody> </table>	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	第22条第5号	庭(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。)	庭		第23条第2項	又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であって	であって		第23条第3項	3人以下	1人	
第1欄	第2欄	第3欄	第4欄																															
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	第22条第5号	庭(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。)	庭																															
	第23条第2項	又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であって	であって																															
	第23条第3項	3人以下	1人																															
第1欄	第2欄	第3欄	第4欄																															
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	第22条第5号	庭(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。)	庭																															
	第23条第2項	又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であって	であって																															
	第23条第3項	3人以下	1人																															

改正後			改正前				
	第28条第4号	屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第33条第4号及び第5号において同じ。）	屋外遊戯場	第28条第4号	屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第33条第4号及び第5号において同じ。）	屋外遊戯場	
	第31条第2項及び第47条第2項	半数	3分の2	第31条第2項及び第47条第2項	半数	3分の2	
	第43条第2号	1.65平方メートル	3.3平方メートル	第43条第2号	1.65平方メートル	3.3平方メートル	
	第43条第5号	屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）	屋外遊戯場	第43条第5号	屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）	屋外遊戯場	
乳児等通園支援事業の号	第21条第2号	1.65平方メートル	3.3平方メートル				
設備及び運営に関する基準	第25条第1号	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（令和6年条例第15号）第5条及び別表第1の4の項の規定によりその例によるものとされる児童福祉施設の設備及び運営に関する基準				
	第25条第2号	認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準	盛岡市認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年条例第15号）				
	第25条第3号	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準	盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例第5条及び別表第1の27の項の規定によりその例によるものとされる幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準				
	第25条第4号	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	盛岡市社会福祉施設等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例第5条及び別表第1の3の項の規定によりその例によるものとされる家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準				
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	第32条第2号	1.65平方メートル	3.3平方メートル	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	第32条第2号	1.65平方メートル	3.3平方メートル
	第32条第5号	屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）	屋外遊戯場	第32条第5号	屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）	屋外遊戯場	
救護施設、更生施設、授産施設及び	第23条第2項	授産施設	授産施設（法第38条第1項第4号の授産施設に限る。）	救護施設、更生施設、授産施設及び	第23条第2項	授産施設	授産施設（法第38条第1項第4号の授産施設に限る。）

改正後				改正前				
び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準				び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準				
無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準	第12条第6項第1号ハ	こと。ただし、地域の事情によりこれにより難しい場合にあつては、4.95平方メートル以上とすること	こと	無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準	第12条第6項第1号ハ	こと。ただし、地域の事情によりこれにより難しい場合にあつては、4.95平方メートル以上とすること	こと	
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	第11条第4項第1号イ	2人	4人以下	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	第11条第4項第1号イ	2人	4人以下	
	ただし書及び第55条第4項第1号イ	ただし書及び第55条第4項第1号イ	ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、4人以下とすることができる」とあるのは「原則として4人以下とすること		ただし書及び第55条第4項第1号イ	ただし書及び第55条第4項第1号イ	ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、4人以下とすることができる」とあるのは「原則として4人以下とすること	ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、4人以下とすることができる」とあるのは「原則として4人以下とすること
	附則第3条第1項	4人」とあるのは「原則として4人	1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、4人以下とすることができる」とあるのは「原則として4人以下とすること		附則第3条第1項	4人」とあるのは「原則として4人	1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、4人以下とすることができる」とあるのは「原則として4人以下とすること	1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、4人以下とすることができる」とあるのは「原則として4人以下とすること
	附則第3条第2項	原則として4人」とあるのは、「8人	原則として4人以下とすること」とあるのは、「8人以下とすること		附則第3条第2項	原則として4人」とあるのは、「8人	原則として4人以下とすること」とあるのは、「8人以下とすること	
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第132条第1項第1号イ	2人	4人以下	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第132条第1項第1号イ	2人	4人以下	
指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	第3条第1項第1号イ	2人	4人以下	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	第3条第1項第1号イ	2人	4人以下	
	附則第4条第1項	4人」とあるのは「原則として4人	1人とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、4人以下とすることができる」とあるのは「原則として4人以下とすること		附則第4条第1項	4人」とあるのは「原則として4人	1人とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、4人以下とすることができる」とあるのは「原則として4人以下とすること	1人とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、4人以下とすることができる」とあるのは「原則として4人以下とすること
	附則第4条第2項	原則として4人」とあるのは、「8人	原則として4人以下とすること」とあるのは、「8人以下とすること		附則第4条第2項	原則として4人」とあるのは、「8人	原則として4人以下とすること」とあるのは、「8人以下とすること	
介護保険法施行規則	第140条の66第1号イ	数が	数が当該年度の前年度の7月1日において	介護保険法施行規則	第140条の66第1号イ	数が	数が当該年度の前年度の7月1日において	
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準	第7条第6項第1号及び附則第4条第1項の表	1.65平方メートル	3.3平方メートル	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準	第7条第6項第1号及び附則第4条第1項の表	1.65平方メートル	3.3平方メートル	
	第7条第6項第2号及び附則第4条第1項の表	園児のうちほふくしないものの数	園児数		第7条第6項第2号及び附則第4条第1項の表	園児のうちほふくしないものの数	園児数	
	第7条第6項第2号及び附則第4条第1項の表	園児のうちほふくするものの数	園児数		第7条第6項第2号及び附則第4条第1項の表	園児のうちほふくするものの数	園児数	